

# 募 集 要 領

陸 上 自 衛 隊

高田駐屯地業務隊

## 募 集 要 領

### 1 概 要

新潟県上越市南城町3丁目7-1に所在する陸上自衛隊高田駐屯地において、隊員の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営する業者ならびに自動車による営業販売（食品調理等）できる業者を次に記載する諸条件に従い、募集する。

### 2 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 経営等に関する協定等を遵守できること。
- (13) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

### 3 設置施設の所在地及び名称

所在地：新潟県上越市南城町3丁目7-1

名 称：陸上自衛隊高田駐屯地

#### 4 仕様書・募集要領説明会

原則、本説明会に参加されない業者は、本公募に参加できないこととする。ただし、やむを得ない事情により参加できない場合は、様式第1の「展示即売店等募集説明会不参加についての理由書」の提出により、事前に参加の意思等を確認できた場合はこの限りではない。

(1) 日 時

令和8年9月28日（月） 午前10時

(2) 場 所

陸上自衛隊高田駐屯地 厚生センター2階

(3) 携行品

仕様書、募集要領及び印鑑

(4) 説明会参加の連絡

参加を希望する者（各業者1名）は、令和8年9月18日（木）午後3時までに会社名及び参加者氏名を連絡するものとする。

電話番号：025-523-5117（内線517）

※ ガイダンスに従って、内線番号を入力してください。

#### 5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定により許可された行政財産の使用許可に基づき設置する。

(2) 設置業種

隊員の生活に必要な物資の物品販売業（ただし、魚介類等の生鮮食品は除く）

(3) 設置場所

第4項に定める説明会において、説明する。

(4) 使用許可（設置）期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、北関東防衛局長が許可した期間とし、1業者当たり年間通算30日を限度とする。また、設置及び撤去等に要する期間も使用許可期間に含まれるものとする。

(5) 営業時間

前号の定める許可を受けた日の午前9時から午後7時までとする。

(6) その他

仕様書のとおり。

#### 6 応募手続き等

- (1) 設置等を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出された書類の返却はしない。また、書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず失格とする。

ア 申請書 1部（様式第2）

イ 企画提案書 1部（様式第3）

次に掲げる事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

- (ア) 主な販売予定商品・販売価格表（様式第4）
- (イ) 主な販売予定商品のカタログ
- (ウ) その他企画提案書の具体的資料等（様式任意）

ウ 出店日希望表 1部（様式第5）

エ その他関係書類 各1部

本公募の参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる書類も併せて提出すること。

- (ア) 業務確約書（様式第6）
- (イ) 誓約書（様式第7）
- (ウ) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- (エ) 直近の営業経歴書
- (オ) 直近の財務諸表
- (カ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）
- (キ) 会社概要（様式任意、パンフレット可）
- (ク) 印鑑証明書
- (ケ) 都道府県知事が発行した営業許可書の写し

(2) 申請書等提出の留意事項

ア 企画提案書は、ホッチキス止めを行い、簡単に装丁すること。

イ 全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しの提出をもって、前号エ(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)に記載する書類に代えることができる。

(3) 申請書等の提出先

陸上自衛隊高田駐屯地業務隊厚生科（担当：鶴）

(4) 提出期限

令和8年10月13日（火）必着

(5) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他違反と認められる場合

(6) 提案書修正の禁止

申請書等の提出後、企画提案書等の変更、修正、差し替え、削除及び追加を禁止する。

## 7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

## 8 選考結果等

### (1) 決定年月日

令和8年11月11日（水）

### (2) 結果通知要領

駐屯地掲示板（会計隊掲示板、厚生センター掲示板）に掲示する。

## 9 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

国有財産使用許可申請書

### (2) 提出先

陸上自衛隊高田駐屯地業務隊厚生科（担当：鶴）

### (3) 提出期限

令和8年11月20日（金）必着

## 10 本件に関する問い合わせ先

新潟県上越市南城町3丁目7-1

陸上自衛隊高田駐屯地業務隊厚生科（担当：鶴）

電話番号：025-523-5117（内線517）

展示即売店等募集説明会不参加についての理由書

陸上自衛隊高田駐屯地業務隊長 殿  
( 厚 生 科 長      気 付 )

1 説明会に参加できない理由（具体的に記載）

---

---

---

---

---

---

---

---

2 募集要領及び仕様書については、受領の上確認しました。

以上について、相違ありません。

令和      年      月      日

住      所

会 社 名

代表者名

⑥

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
高田駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

⑤

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

連 絡 先：

F A X：

陸上自衛隊高田駐屯地において、展示即売店の設置及び経営の業務を行うことについて、下記のとおり希望するので申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

主な販売商品

---

※ 申請印は、印鑑登録を行っている印鑑を使用して下さい。

## 企 画 提 案 書

会社名：

|   |                        |
|---|------------------------|
| 1 | 主な販売予定商品・販売価格表（様式第4）   |
| 2 | 商品提供のアピールポイント等         |
| 3 | 従業員管理（身元管理、健康管理等）      |
| 4 | 衛生管理方法（食品類を販売する業者のみ記載） |
| 5 | クレーム・トラブルが発生した場合の対処方法  |
| 6 | 主な取引先                  |

## 主な販売予定商品・販売価格表

会社名：

| メーカー名 | 商品名 | 規格 | 販売価格<br>(円) | 市場価格<br>(円) |
|-------|-----|----|-------------|-------------|
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |
|       |     |    |             |             |

## 出 店 日 希 望 表

業 者 名 : \_\_\_\_\_

|       | 出 店 日 |       |       | 出店面積<br>必要面積に○をして下さい                 |                   |
|-------|-------|-------|-------|--------------------------------------|-------------------|
|       |       |       |       | 屋内                                   | 屋外                |
| 4 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 5 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 6 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 7 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 8 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 9 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 1 0 月 | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 1 1 月 | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 1 2 月 | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 1 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 2 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |
| 3 月   | 日 ( ) | 日 ( ) | 日 ( ) | 9.5 m <sup>2</sup> 19 m <sup>2</sup> | 24 m <sup>2</sup> |

※ 出店日は30日を限度とし、土日、祝日を除きます。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

高田駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊高田駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できること、また、仕様書に記載する事項を遵守することを確約します。

本社（店）所在地

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

⑨

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話 番 号：

F A X：

※ 確約印は、印鑑登録を行っている印鑑を使用して下さい。

## 誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うこととを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙による変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃貸権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たっては、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和      年      月      日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名  
(社印省略)

## 誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うこととを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙による変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃貸権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たっては、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) （1）による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

高田駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑨

紙 付  
日 月 年 和 令

| 役 員 名 簿 |        |      |    |    |
|---------|--------|------|----|----|
| 商号又は氏名  |        |      |    |    |
| 所 在 地   |        |      |    |    |
| 役 職 名   | (フリガナ) | 生年月日 | 性別 | 住所 |
|         | 氏 名    |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |
|         |        |      |    |    |